

河上委員長発言

－違法ドラッグ対策について－

（平成24年月12月4日
消費者委員会）

消費者委員会は本年4月24日に、「違法ドラッグ対策に関する提言」として、市場から「違法ドラッグ」を排除するため、①成分構造が類似していれば薬事法違反として一括して規制の対象にできる「包括指定」の導入や②麻薬取締官（員）に指定薬物を独自に捜査、摘発できる司法警察職員としての取締権限などを持たせるなどの体制強化の検討を要請しました。

厚生労働省では、本年11月28日に、薬事・食品衛生審議会指定薬物部会において、指定薬物の「包括指定」制度の導入についての答申をとりまとめました。この答申に基づき改正厚生労働省令が施行されると、新たに760種の「違法ドラッグ」が指定薬物として規制されることになります。

また、麻薬取締官（員）に指定薬物の取締権限を与えるための「麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案」が議員立法として策定中と承知しています。

これらの対応は当委員会が提言を行って以降、厚生労働省を中心に入ビード感を持って取り組んでいただいた結果と考えており、その取組を高く評価するとともに、今後、「違法ドラッグ」に対して強力な取締を行うことができるようになるものと期待しております。

残念ながら、いまだに、興味本位で「違法ドラッグ」を吸引した若者が呼吸困難を起こしたり、死亡したり、あるいは、交通事故等を引き起こして他人に危害を加えたとの報道が後を絶ちません。

市場から「違法ドラッグ」を排除し、青少年を「違法ドラッグ」から守るため、引き続き、厚生労働省におかれましては、「包括指定」の施行を進めていただくとともに、更に薬物乱用対策推進会議関係府省におかれましては、違法ドラッグ対策を推進していただくようお願いいたします。